

浜情委第130号

平成29年3月8日

浜松市教育委員会 様

浜松市情報公開・個人情報保護委員会

委員長 酒井英人

浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月25日付け浜教学総第560号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容全記録と上部への報告書（平成〇〇年〇〇月～現在）」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問

（諮問第88号）

1 委員会の結論

浜松市教育委員会が部分開示とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年8月18日、「私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容全記録と上部への報告書」の保有個人情報の開示請求をした。
- (2) 平成28年9月1日、処分庁は、上部への報告書は開示し、私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容全記録は、文書不存在として保有個人情報部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年10月3日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成28年10月25日、審査庁は、浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求めます。

(2) 審査請求の理由

先般、情報開示の際、会議用資料として提出された電話交信記録が余りにも肝心なところが入れられていない事に愕然としました。少なくとも20分間ぐらいは話しているのにたった3,4行のコメント様に仕立てられています。

従って、この様な雑な資料を基に会議されたことに強い憤りを感じました。教育委員会の隠蔽体質が現れたものと受け止めました。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

本件審査請求の争点は、「私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容全記録」（以下「電話交信記録」という。）の有無にある。

教育委員会教職員課Aは、当該通話の際に、当該通話の内容の要点のみをメモしていたが、本件処分により開示した「私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容の上部への報告書」の作成により不要となったため、当該メモを破棄している。

また、当該通話の内容の録音もしていないため、当該電話交信記録は存在せず、これを開示することができない。

よって、当該電話交信記録を文書不存在のため非公開とし、「私と教育委員会教職員課A氏と通話した内容の上部への報告書」のみを開示した本件処分は適当（正当）である。

5 委員会の判断

審査請求人は、審査請求書において開示用資料として提出された電話交信記録が余りにも肝心なところが入れられておらず、少なくとも20分間ぐらいは話しているのにたった3、4行のコメント様に仕立てられている旨を主張する。

これに対して実施機関は、審査請求人との電話交信の際、交信内容の要点をメモしていたが、当該メモは、電話交信後に「上部への報告書」を作成したことで不要となったため、廃棄した旨を主張している。

電話交信内容のメモは、実施機関が開示したような「上部への報告書」を作成した後は廃棄することが通例と考えられ、実施機関の職員が組織的に用いるものとはいえ、廃棄したとする実施機関の主張に不合理な点は見いだせない。

また、実施機関は当該通話内容の録音はしていない旨主張しており、審査請求人も電話交信記録が存在する根拠を示していない。

審査請求人は実際に電話交信を行った時間に対して、実施機関が開示した文書の内容が要約されすぎている旨を主張するが、これは教育委員会教職員課の業務管理等についての意見を述べているものであり、当委員会において審議すべきものではない。

審査請求人はその他種々主張をしているが、いずれも当委員会の結論を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が本件開示請求に係る文書のうち電話交信記録は、文書不存として部分開示とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月25日	諮問を受けた。
11月11日	審査庁から弁明書を受理した。
平成29年 1月30日	諮問の審査を行った。
2月24日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順